

第5章 関連知識

5.1 財務会計の知識

5.1.1 財務諸表

財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の三種類があり、企業活動の状況を表すものです。

貸借対照表	決算を迎えた時点での企業の保有する資産と負債、そして資本の金額を示したもの 総資産＝負債＋資本
損益計算書	ある一定期間の企業の売上と費用、及び売上から費用を除いて得られる利益までの一連の流れを示したもの 利益＝売上－費用
キャッシュ・フロー計算書	企業の具体的なキャッシュ（現金）の流れを把握しようとするもの キャッシュ残高＝収入－支出

5.1.2 貸借対照表の見方

左側（資金の使われ先） 借 方	右側（資金の調達元） 貸 方			
原材料の在庫 工場などの設備 保有する株式等	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総資産</td> <td style="text-align: center;">負債</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本 (自己資本)</td> </tr> </table>	総資産	負債	資本 (自己資本)
総資産	負債			
	資本 (自己資本)			
	借入金は負債 資本は株主から 調達した資金			

※右側の合計と左側の合計は一致しますので、バランスシートと言う場合もあります。

貸借対照表は、ある一時点での企業の資金の調達元とその資金がどのように使われたかを示します。右側に資金の調達元が記載され、左側に資金が使われた先が記載されます。

貸借対照表のデータは、企業の経営を写し出した鏡であり、企業の経営分析、特に安全性の分析に使われ、安全性は負債比率や自己資本比率で、評価できます。

- ・ 負債比率＝負債÷自己資本
自己資本に比べ負債の比率が高い場合、安全性に問題があります。
- ・ 自己資本比率＝自己資本÷総資産
資産の調達元が資本金であれば、安全性は高いといえます。

5.1.3 損益計算書の見方

簡便的に表示された損益計算書の例

損益計算書	n年 3月期	n+1年 3月期	
経常損益の部			
営業損益の部			
売上高	900,000	1,200,000	[a]
売上原価	.	.	} [b]
売上総利益	.	.	
販売費及び一般管理費	.	.	} [c]
営業利益	75,000	120,000	
営業外損益の部			
営業外利益	.	.	} [d]
営業外費用	.	.	
経常利益	68,000	100,000	[e]
特別損益の部			
特別利益	.	.	
特別損失	.	.	
税引前当期純利益	.	.	
法人税、住民税及び事業税	.	.	
当期純利益	▲6,000	50,000	[f]

売上高 [a] は、企業が製品の販売やサービスを提供することで得た収入を指します。企業の業績動向を理解する上で最も基礎的なデータといえます。

営業利益 [c] は、売上高 [a] から表の [b] の金額を除いたものになります。つまり、営業利益とは、企業の事業本来の儲けを示す指標といえます。

経常利益 [e] は、営業利益から [d] の金額を加減したものです。営業外収益は、企業が本業以外で行っている事業活動（余剰資金の利息収入や、株式投資の配当金収入）として得た収入です。また、営業外費用とは資金を借りた時に支払う金利費用などを指します。

当期純利益 [f] は、最終的にすべての利害関係者など（仕入先、社員、債券者、国（税金））にお金を払った後の利益です。

5.1.4 キャッシュ・フロー計算書の見方

キャッシュ・フロー計算書は、損益計算書のように売上、費用、利益といった概念ではなく、キャッシュの出入りに着目して計算されたもので、企業の成長性、安全性を見る上では重要な指標となります。キャッシュ・フロー計算書は以下のように区分され、表示されます。

キャッシュ・フロー計算書

1. 営業活動によるキャッシュ・フロー	当期利益+減価償却土運転資本の増減…他
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	有価証券や有形固定資産の売買による資金の動き
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	借入や社債、株式の発行配、当金の支払等による資金の動き
4. 期末の現金、現金同等物の増加額、および残高等	

(1) 営業活動によるキャッシュ・フロー

利益に対して、減価償却を加算し、運転資本の増減を調整したものです。減価償却は、損益計算書上には費用として計上されますが、現金の支出をとみなわない費用なので、営業活動によるキャッシュ・フローを計算する上では加算項目となります。運転資本の調整は、企業が原材料の仕入れを、仮に現金で支払った場合、現金が出るので減少項目となります。逆に売掛金を回収した場合、現金が入るので増加項目として計算します。営業活動によるキャッシュ・フローとは、企業が営業活動を行う上で発生する、さまざまな資金の動きを捉えたものとなります。

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券や有形固定資産の売買に関わる資金の動きを示したものです。株式などの有価証券を売却し、現金を得た時は増加項目として扱い、資金を使った時は減少項目となります。投資活動によるキャッシュ・フローは、これらの項目を加減して得られる、企業の各種投資行動の資金の動きを示したものととなります。

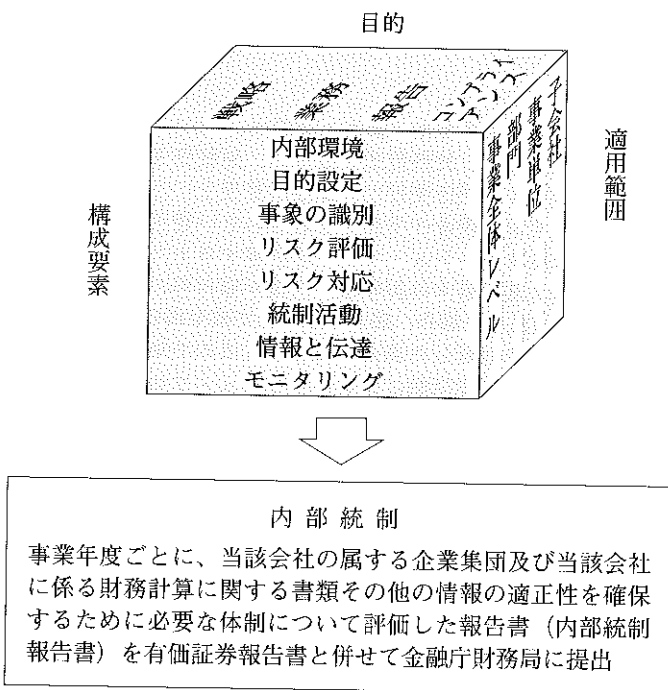
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

借り入れや社債・株式の発行、逆に借入金の返済、社債の償還などともなう資金の動きを示したものです。株式を発行した場合は増加要因、社債を償還した場合は減少要因となります。キャッシュ・フロー計算書には、最後に、その期の企業活動によって、企業が保有する現金の増減や、残高などが表記されます。

5.1.5 日本版SOX法（日本版企業改革法：J-SOX）

米国のサーベンス・オクスリー法（SOX法）に沿って、会計監査制度の充実と企業の内部統制強化を求める日本の法規制のことで、具体的には、証券取引法の抜本改正である「金融商品取引法」が該当します。

(1) 金融商品取引法の目的と内部統制との関係



(2) 内部統制 (internal control)

内部統制は、以下の目的を達成するために、取締役会、経営者および職員によって遂行される1つのプロセスです。

- ・業務の有効性と効率性
- ・関連法規の遵守
- ・財務諸表の信頼性
- ・資産の保全

内部統制の構成要素として「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「監視活動」の5つを内部統制の評価基準として位置付けています。

日本では、IT統制を“ITへの対応”として独立した内部統制要素として加えられています。

経営体質の強化を目指してIT投資を戦略的に行うためには、経営とITをつなぐCIO（情報管理責任者）の存在が不可欠です。

(3) IT統制 (IT control)

IT統制は、「業務処理統制」、「全般統制」に分類されITを利用した業務プロセスやマネジメント・システムが有効に機能しているかを監視・統制します。

業務プロセスやマネジメント・システムが有効に実施されているかを監視・統制するには、コンピュータ・システムをうまく利用し、同時にそのコンピュータ・システムが有効に運用されているかを監視・統制する必要があります。IT統制と言います。

IT統制は、「業務処理統制」、「全般統制」に分類されます。

・業務処理統制

業務処理統制は、ITの運用における業務処理システムにおいてデータの網羅性、正確性、正当性、維持継続性を確保するための統制を言います。この統制は業務システムで処理されるデータの入力、処理、出力が正しく行われることを保証するもので、「二重入力チェック」、「コントロール・トータルチェック」、「限度チェック」等が含まれます。

・全般統制

全般統制は、ITの利用における業務処理統制が有効に機能する基盤・環境を保証する統制です。IT戦略、企画、開発、運用、保守、およびそれを支える組織、制度、基盤システムに対する統制を含み、各レベルのITプロセスおよび個別要素である「ユーザ認証」、「ログ監視」、「暗号通信」、「バックアップ」などが含まれます。

5.1.6 国際会計基準

2009年6月に我が国における国際会計基準（IFRS）の適用に向けた取組みとして「我が国における国際会計基準の取扱について（中間報告）」が企業会計審議会（金融庁の諮問機関）より発表され、2010年3月期からIFRSの任意適用が国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表について適用できるようになりました。更に2012年に株式上場企業の連結財務諸表への強制適用の是非の判断が予定されていましたが決定に至らず、また、米国も同様に強制適用の時期決定には至っていません。

なお、非上場の会社（中小企業など）に対するIFRSの強制適用は、想定されていません。

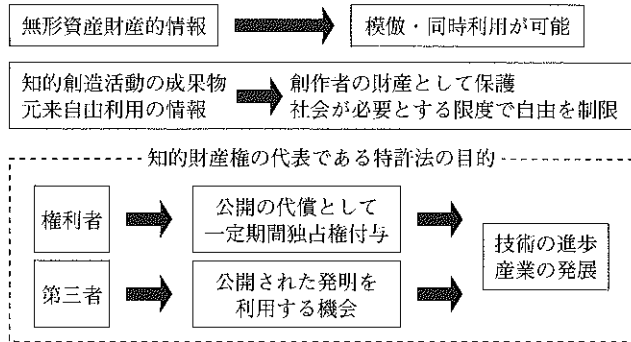
（日本の会計基準と国際会計基準との相違点）

日本の会計基準は、企業会計原則を中心として、論点ごとにまとめられた多数の文書により構成されているのに対し、国際会計基準は、プリンシプル・ベース（原則主義）に基づく考えによって構成されています。2015年時点では、国際会計基準とのコンバージェンス（会計基準の統一化）が進行しているものの、自国の会計基準を前提にIFRSを適用できる部分だけを任意適用していく修正国際基準（JMIS）の検討がされています。しかし、未だにIFRSをめぐる動きは混とんとしています。

5.2 知的財産権

知的財産権とは、人間の幅広い知的創造の成果について、その創作者の財産として保護するための権利にしたものが知的財産権制度です。知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つを工業所有権といいます。

5.2.1 知的財産権の特徴



5.2.2 特許について

(1) 技術の独占権

特許は、新たな技術を開発した者に独占的な権利を与えます。これは、発明の内容を公開する代償として、一定期間だけ特許権が与えられるのです。

(2) アイディアの保護

「特許はアイデアを保護するもの」といいますが、アイデアだけでは特許は取れず、「実現手段」を考えることで特許が取れます。

(3) 模倣製品の排除

特許権を取得した場合、権利を侵害した製品の製造や販売を中止させる差止請求権、侵害で被った損害を賠償させる損害賠償請求権等で、模倣製品の排除が行えます。

5.2.3 特許調査について

調査の目的は、発明が特許される可能性、権利侵害の防止にあります。特許調査を行うことで、そのアイデアに関し、既に提出された特許出願や、権利化された特許の存在を調べ、出願したアイデアの権利取得の可能性を探ることができます。

(1) 侵害防止の調査

事業として新製品を開発して販売する場合、開発計画時に侵害防止調査を行います。これは特許法で新製品の侵害防止調査が義務付けられているためです。

(2) 調査結果の業態

開発計画製品が、他社特許の権利外であれば開発できますが、他の特許を侵害する場合は、「開発計画の変更」、「ライセンス契約の締結」等が必要です。

また、既に特許が取得済の場合、「特許の権利外の部分に合わせ開発計画を変更する」、「特許の権利外の部分について開発した技術で特許を取る」等の方法があります。

(3) ウォッチング調査

技術が特許されそうな時に、異義を申し立てる権利があり、異義申し立てを有利に進めるため競合他社の特許について、特許公報を定期的に調査します。

5.2.4 特許の出願

(1) 特許の3要件を網羅し出願

- ・ 成立性 (発明である要件を満たしていること)

自然法則を利用した技術的なアイデアだけが特許の対象になります。ソフトウェアも特許の可能性がります。

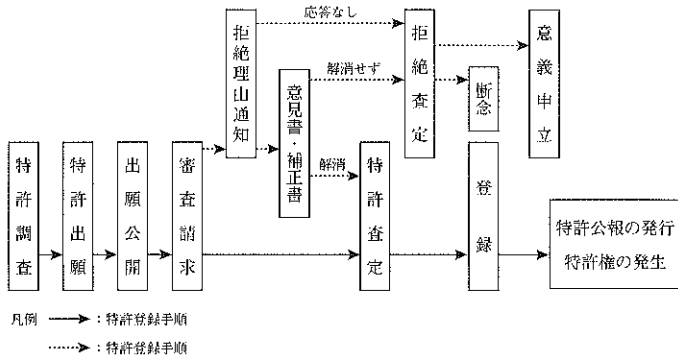
- ・ 新規性

特許を取るためには、新しい技術的アイデアが必要です。また、他人の模倣でなく、独自の技術的アイデアがあれば、新規性を保つために、特許出願後に発明内容を公表しましょう。

- ・ 進歩性

新規性のある技術的アイデアでも、特許の対象となる技術分野の専門家が容易に考えつくアイデアでは、特許がとれません。

(2) 特許出願のながれ



5.2.5 ビジネス方法の特許

日本では、ビジネス方式そのものは特許の対象とされていませんが、インターネットやコンピュータなどを用いたビジネス方式であれば特許の対象となります。特許庁では、ビジネス特許、ビジネスモデル特許などの言葉は紛らわしいとして「ビジネス方式の特許」に統一しています。

1998年米国において特許に関する判決で「ビジネス方式」の特許が注目されました。ITの進歩がコンピュータやネットワークを使用してビジネス上のアイデアを実現しようとする事例が数多く見受けられます。2000年には20,000件弱の出願で急増しましたがその後は落ち着きを見せています。しかしビジネス分野では特許になる割合が他の分野に比べて低く、8%前後の特許査定率となっています。

特許を取得するには3要件を満たすことが必要ですが特に進歩性の判断では以下の様な要件で認められていない場合があります。

- ・他の特定分野への適用
- ・周知慣用手段の付加または均等手段による置換
- ・人間が行っている業務のシステム化
- ・公知の事実または慣習に基づく設計上の変更

ビジネスアイデアの事業化実現にIT技術を駆使して行うことは、差別化が図られると共に、そのアイデアが特許によって強力に保護されることで自らを優位にする価値ある特許出願が急がれています。

5.2.6 ライセンス

情報サービス産業業界では、ソフトウェアを使用する権利のことをライセンスと呼びます。

ライセンスを販売するビジネスモデルは、著作権と所有権が開発側に残るため、ソフトウェアをコピーして販売することができます。このため、ソフトウェア会社は営業戦略に基づき様々なライセンス形態を生み出しました。

ライセンス形態	概 要
マシンライセンス	インストールするマシンの台数に応じて課金するライセンス。利用者数は問わない
ユーザライセンス	利用者数に応じて課金するライセンス。インストールするマシンの台数は問わない
プロセッサライセンス	ソフトウェアが使用するプロセッサの数に応じて課金するライセンス。利用者数は問わない
アクセスライセンス	ネットワーク経由でソフトウェアを利用するユーザー数に応じて課金するライセンス

販売目的のライセンスとは別に、無料のオープンソースにもライセンスは存在します。

オープンソースのライセンスの中には、コピーレフトが適用されるものがあります。コピーレフトとはオープンソースを含んだソフトウェアを公開する場合、そのソフトウェア自体もオープンソースでなければならないという考え方です。

一方で、よりオープンソースを普及させる考え方のもと、コピーレフトを取り除いたライセンス形態も生み出されています。

ネット上で公開されているオープンソースを利用する際は、利用後のトラブルを未然に防ぐために、どのようなライセンスが適用されるか、注意を払う必要があります。

分 類	代表的なライセンス
コピーレフト	GNU GPL, GNU LGPL, Eclipse Public License
非コピーレフト	BSD License, Apache Software License, MIT/X License